

函館市指定地域密着型サービスの事業の人員，設備および運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 1 4 日

函館市長 大 泉 潤

函館市条例第 2 9 号

函館市指定地域密着型サービスの事業の人員，設備および
運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

函館市指定地域密着型サービスの事業の人員，設備および運営に関する基準等を定める条例（平成 2 5 年函館市条例第 2 5 号）の一部を次のように改正する。

第 1 5 2 条第 1 3 項中「，栄養士または」を「，栄養士もしくは管理栄養士または」に改める。

附 則

この条例は，令和 7 年 4 月 1 日から施行する。